

# 広島国際大学

令和4年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

令和5年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 広島国際大学

### I 評価結果

#### 【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準 1. 使命・目的等」について

学校法人常翔学園の建学の精神を踏まえた大学の目的は、学則第 1 条に、各学科の教育研究上の目的は第 3 条に定め、具体的に明文化している。大学院の目的も同様に、その目的を大学院学則第 1 条に、各専攻の教育研究上の目的を第 4 条に定め、具体的に明文化している。建学の精神、大学・大学院の目的、教育研究上の目的及び教育理念は、学生便覧に掲載し、ホームページを通じて学内外に周知している。大学の中長期的な計画は、学校法人の 100 周年に向けた「J-Vision22」に基づき、大学の目的、教育研究上の目的及び教育理念を踏まえて策定し、具体化に向けた取組みを行っている。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）には使命・目的、教育研究上の目的及び教育理念を反映している。

#### 「基準 2. 学生」について

教育研究上の目的と教育理念を踏まえ、大学全体、学科・専攻、研究科の専攻ごとのアドミッション・ポリシーを定めている。アドミッション・ポリシーは、入学者選抜要項やホームページで公表している。収容定員及び入学定員と在籍学生数の比率は概ね適切であり、教育を行う適切な環境を確保している。学修支援・学生生活支援・就職支援等に関する各種委員会には、教員と「教育・学生支援機構」の事務職員が委員として参加し、教職協働で学生支援に関する方針・計画を立案して適切な学修支援を実施している。「教育・学生支援推進委員会」のもと、学生委員会が学生サービス、厚生補導を担っている。設置基準上必要な校地・校舎面積を備え、教育研究活動に必要な教室、実習施設、体育施設、運動場を適切に設置・整備し、活用している。両キャンパスとも、バリアフリー等の施設の利便性に配慮するとともに、学生宿舎にも車椅子の学生が生活できる環境を整備している。

#### 「基準 3. 教育課程」について

教育研究上の目的と教育理念を踏まえた大学全体のディプロマ・ポリシーを定め、学科・専攻、研究科の専攻ごとのディプロマ・ポリシーを明示している。成績評価、単位認定、進級、卒業、修了の各基準を適切に定め、各学部の履修に関する諸規則及び履修申請要領で周知し、厳正に適用している。教育研究上の目的及び教育理念を踏まえた大学全体のカリキュラム・ポリシーを定めた上で、学部では学科・専攻ごと、研究科では専攻ごとにカリキュラム・ポリシーを定めている。シラバスにはディプロマ・ポリシーとの関連性を示し、科目間の関係は履修系統図で示している。学修成果をディプロマ・ポリシー達成のた

めの段階的な水準と定め、それを「DP ルーブリック」として示している。

#### 「基準 4. 教員・職員」について

学長は大学教学運営を統括し、所属職員を統督すると「職制に関する規定」に定め、年度当初までに学長方針を策定して年度の目標を教職員に周知している。内部規則等の一部見直しを行う必要があるものの、教学マネジメントの遂行に必要な各委員会に委員として事務職員が参加し、教職協働体制を確立して教学マネジメントの機能性を担保している。学部・研究科の専任教員は、設置基準、養成校の指定規則を上回る人数を擁している。教員研修の組織的な実施とその見直しを行うとともに、事務職員に対して階層別研修や次世代育成型研修など多様な研修を実施するほか、独自の取組みとして、「教職員研修(FD・SD)」を毎年度実施し、教職員の資質・能力の向上に取り組んでいる。研究環境の適切な運営・管理を行うために研究支援・社会連携センターを設け、独自の研究助成制度の整備や外部コーディネーターの導入など、教員の積極的な研究を後押ししている。

#### 「基準 5. 経営・管理と財務」について

学校法人の目的を寄附行為第 4 条に定め、「行動規範」を制定して自覚と責任ある行動に努めている。「ガバナンス・コード」を策定し公表するとともに、長期ビジョンを定め、具体的な実行プランを 5 年ごとに中期目標・計画として継続的に取り組んでいる。理事会は、寄附行為に基づき理事・評議員の選任について審議・決定を行っている。学校法人の重要事案は、理事会に先立ち理事長、常勤理事、各学校長が構成員となる「事業策定会議」で協議・検討しており、学校法人と各学校間の意思疎通と連携を図っている。評議員会は、寄附行為に基づき構成員を適切に選任し、予算や事業計画等についての諮問を行うほか、理事会の運営に対する重要事項のチェック・監督を行っている。予算編成から執行、決算に係る全ての会計処理は、学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づき適切に行っている。会計監査は、三様監査意見交換会による連携を図りながら厳正に実施している。

#### 「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証体制の強化のための全学的な方針を定め、学内で周知徹底するとともに、ホームページで公開している内部質保証の体制は、学長のもと、「大学・大学院運営会議」と自己評価委員会が中心となり取り組んでおり、責任体制は明確である。毎年度の学長方針等に基づいた実行計画を「改革実行シート」として立案し、単年度で点検・評価して、改善を要する点は次年度の計画へ反映している。7 年ごとの機関別認証評価に加え、中期的な視点での自主的・自律的な点検・評価を実施している。IR センターの運営は、教員であるセンター長と事務部署である学長室及び IR 推進委員会で行っている。大学の目的を三つのポリシーに反映して教育活動を展開し、教育の改善・向上に努めている。中期目標・計画等に基づく点検・評価と改善を毎年度行うとともに、3 年に一度「自己点検・評価報告書」を作成している。

総じて、学校法人の建学の精神を踏まえた大学及び大学院の目的を適切に定めており、学生への対応、三つのポリシーを基盤とする教育課程を適切に整備している。教員・職員

の FD(Faculty Development)や SD(Staff Development)などの研修機能が整っており、経営・管理や財務も安定し、内部質保証の仕組みも機能性を意識して構築している。地域に根差した大学として一層の発展を期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会連携・社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 本学独自の「スタンダード科目」を設置【教育の特色】
2. 地域の健康寿命の延伸に資する本学の取り組み【研究・地域貢献の特色】

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価】

基準 1 を満たしている。

#### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

##### 【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

##### 〈理由〉

学校法人の建学の精神を踏まえた大学の目的は、学則第 1 条に、各学科の教育研究上の目的は第 3 条にそれぞれ定め、具体的に明文化している。大学院の目的も同様に、その目的を大学院学則第 1 条に、各専攻の教育研究上の目的を第 4 条にそれぞれ定め、具体的に明文化している。文章化は簡潔に行っている。個性・特色は数種類を提示しており、教職員や学生の理解を深めるための工夫を行っている。社会情勢などに対応し、教育の理念の見直しを行っている。

#### 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

**【評価】**

基準項目 1-2 を満たしている。

**〈理由〉**

大学の目的、教育・研究の指針等は、教職員からの提案を基礎に「大学・大学院運営会議」の審議を経て策定している。役員には、理事である学長が理事会において説明し承認を得ることで、理解と支持を得ている。建学の精神、大学・大学院の目的、教育研究上の目的及び教育理念は、学生便覧に掲載し、ホームページを通じて学内外に周知している。大学の中長期的な計画は、学校法人の 100 周年に向けた「J-Vision22」に基づき大学の目的、教育研究上の目的及び教育理念を踏まえて策定し、具体化に向けた取組みを行っている。三つのポリシーには使命・目的、教育研究上の目的及び教育理念を反映している。「ひとと共に歩み、こころに届く医療を実践する専門職業人」の育成という大学の目的を達成するための学部・学科等、更に高度な専門性を担う研究科や専攻科等を整備している。

**基準 2. 学生**

**【評価】**

基準 2 を満たしている。

**2-1. 学生の受入れ**

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

**【評価】**

基準項目 2-1 を満たしている。

**〈理由〉**

教育研究上の目的と教育理念を踏まえて大学のアドミッション・ポリシーを定めており、これに基づいて、学科・専攻、研究科の専攻ごとに、学位プログラムに則したアドミッション・ポリシーを定めている。アドミッション・ポリシーは、入学者選抜要項やホームページで公表している。アドミッション・ポリシーに則した多様な学生を公正に受入れるため、総合型選抜では実技試験や小論文、学校推薦型選抜では面接、一般選抜では学力試験を課している。入試センターが入学者選抜や学生募集活動を担当し、厳正な入学者選抜の実施に努めている。入試センターと IR センターが協働で、入試区分と高校の成績及び大学の成績との相関を分析して入学者選抜方法の妥当性を検証し、入試委員会で入学者選抜の制度等の見直しを行っている。収容定員及び入学定員と在籍学生数の比率は概ね適切であり、教育研究上の目的及び教育理念を達成するために必要な教育環境を確保している。入試問題は学長が委嘱した学内の教員が作成している。

## 2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

### 【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

### 〈理由〉

「教育・学生支援機構」に「教育・学生支援推進委員会」を設置し、委員長を教員である教育・学生支援機構長が、副委員長を事務職員である教育・学生支援部長が担っている。学修・学生生活・就職支援等に関する各種委員会には、教員と「教育・学生支援機構」の事務職員が委員として参加し、教職協働で適切に学修支援を実施している。「障がい学生学修支援に関するガイドライン」に基づき、教職員が連携して障がいのある学生に対応している。オフィスアワー制度を実施するほか、SA(Student Assistant)を任用して教員の教育活動を支援している。アカデミック・アドバイザーが記録した学生面談の内容を教員間で共有して学生をサポートするとともに、「HIU 保護者ミーティング」で留年者及び成績不良者の保護者と密な連携を図っている。中途退学者と面談した教員が記録した所見シートを解析し、中途退学者の防止に努めている。

## 2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

### 【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

### 〈理由〉

一般企業への就職を目指す学科ではインターンシップを実施し、指定規則で学外実習の実施が必須の学科では現場における職業理解の促進及び学生の将来像構築の促進に配慮したキャリア教育のための支援体制を整備している。進路支援として、学科・専攻に対応した合同企業説明会や合同病院説明会を実施している。入学から卒業までを一体的に捉えた就業力育成プログラムを構築し、高い職業倫理や社会的責任を有した人材を育成している。「教育・学生支援推進委員会」のもとにキャリア支援委員会を設置し、キャリア支援委員やアカデミック・アドバイザーが学生からの相談に対して助言・指導を行うとともに、相談内容に応じて「教育・学生支援機構」のキャリア支援係へ誘導する体制を整えている。キャリア支援係は、対面や電話相談、オンラインなど、複数の相談手段を整備している。

## 2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

**【評価】**

基準項目 2-4 を満たしている。

**〈理由〉**

「教育・学生支援推進委員会」を設置し、学生委員会が学生サービス、厚生補導を担っている。「教育・学生支援機構」の学生係と各学科の学生委員が協働し、適切に学生サービス、厚生補導を実施している。学生に対する経済的支援は、広島国際大学学内奨学金をはじめとする各種奨学金や学費の免除制度などを整備している。学生の課外活動への支援は、課外活動一般援助金等の費用支援や奨励制度を実施している。両キャンパスに設置した学生相談室には、医師である室長のもとに2人の学生相談カウンセラー、医師や看護学・心理学を専門とする教員を中心とした相談員を配置し、適切に学生の心的支援や相談に対応している。学生の相談内容は、相談員等が情報を共有し、対応策を協議している。その他、AED（自動体外式除細動器）の設置、学生寮の設置、通学バスの運行等、適切な福利厚生・通学支援を実施している。

**2-5. 学修環境の整備**

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

**【評価】**

基準項目 2-5 を満たしている。

**〈理由〉**

設置基準上必要な校地・校舎面積を有し、教育研究活動に必要な教室、実習・体育施設、運動場を適切に設置・整備して活用している。施設の維持・管理には専任職員を配置し、保守点検、維持修繕等を実施している。十分な学術情報資料を有する適切な規模の図書館を設置し、開館時間の延長等、学生の要望に対応している。教育目的の達成のために、情報施設などのICT（情報通信技術）環境や各学部の特徴的な学修環境を整備している。また、アクティブ・ラーニングに適した教室を整備するとともに、使用していない教室の開放等によって、学生が自由に使えるラーニングスペースを提供している。両キャンパス・学生宿舎においてバリアフリー対応を行うなど、施設・設備の利便性への配慮に努めている。演習・実習・実験科目は、教員1人当たりの学生数が少人数となるように配慮している。旧耐震基準の施設については耐震補強改修工事を実施し、安全性を確保している。

**2-6. 学生の意見・要望への対応**

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

## 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

### 〈理由〉

前期と後期に学生の学修支援に関する意見・要望をくみ上げるための受講生授業アンケートを実施し、その結果を教員にフィードバックして授業の改善に役立てるとともに、改善した内容を掲示することで学生に周知している。学生の学修支援、学生生活、学修環境の全般にわたる日常的な意見・要望の聴取は、アカデミック・アドバイザーが担うとともに、学生が意見・要望を回収箱に投かんする「VOS(Voices of Students)」を設けている。学生のニーズに即した学修、学生生活、施設・設備に対する支援を実現するために、学長が直接、学生の意見・要望を聴取する「学長 Cafe」を実施している。学生相談室を開設し、学生の心身に関する健康や学生生活に関する相談に対応している。大規模な施設・設備の更新時には、ワーキンググループの設置、アンケート調査の実施によって学生や教職員の意見をくみ上げている。

## 基準 3. 教育課程

### 【評価】

基準 3 を満たしている。

### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

### 【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

### 〈理由〉

教育研究上の目的及び教育理念を踏まえた大学全体のディプロマ・ポリシーを定めた上で、学部では学科・専攻ごと、研究科では専攻ごとにディプロマ・ポリシーを定めている。また、学生便覧及び「広国大教職員ハンドブック」に大学全体のディプロマ・ポリシーを、ホームページにはそれに加えて、学部では学科・専攻ごと、研究科では専攻ごとのディプロマ・ポリシーを明示し、学内外に周知している。成績評価、単位認定、進級、卒業、修了の各基準は「広島国際大学学則」「広島国際大学大学院学則」「広島国際大学助産学専攻科規定」等に定め、各学部の履修に関する諸規則及び履修申請要領で周知し、厳正に適用している。各科目の成績評価基準はシラバスに示している。研究科では、学位論文審査基

準を専攻ごとに定め、ホームページに公開している。入学前の既修得単位及び入学後の他大学等における修得単位の認定については、設置基準に基づいて規則を整備し、適正に運用している。

### 3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### 【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

教育研究上の目的及び教育理念を踏まえた大学全体のカリキュラム・ポリシーを定めた上で、学部では学科・専攻ごと、研究科では専攻ごとにカリキュラム・ポリシーを定めている。また、学生便覧及び「広国大教職員ハンドブック」に大学全体のカリキュラム・ポリシーを、ホームページにはそれに加えて、学部では学科・専攻ごと、研究科では専攻ごとのカリキュラム・ポリシーを明示し、学内外に周知している。カリキュラム・ポリシーによって分類した全科目のシラバスにはディプロマ・ポリシーとの関連性を示し、科目間の関係は履修系統図で示している。履修登録単位数の上限は、1 セメスターにつき原則 24 単位以下としている。教養教育は「基盤教育検討部門」が企画・推進・改善を図り、授業方法については FD 委員会が「受講生授業アンケート」等を実施して改善を図っている。シラバスにはアクティブ・ラーニング要素を示し、それを授業に取入れるなどの工夫をしている。

### 3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

#### 【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

「広島国際大学『アセスメントプラン』について」で学修成果をディプロマ・ポリシー達成のための段階的な水準と定め、それを「DP ルーブリック」として示している。「DP ルーブリック」で示した学修成果の質的水準は「アセスメント・チェックリスト」にある 12 項目の尺度を用いて「教学マネジメント部会」で点検・評価している。このアセスメント

結果は、「教学マネジメント部会」の構成員である FD 委員長から FD 委員会にフィードバックして、授業内容や方法の改善を図るとともに、学部長や事務局長も構成員となる「自己評価委員会」に報告し、関係学部や部署にフィードバックして、教育内容・方法及び学修指導の改善に役立てている。

#### 基準 4. 教員・職員

##### 【評価】

基準 4 を満たしている。

#### 4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

##### 【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

##### 〈理由〉

学長は大学教学運営を統括し、所属職員を統督すると「職制に関する規定」に定め、年度当初までに学長方針を策定して年度の目標を教職員に周知している。教育研究上の重要な事項を審議する「大学・大学院運営会議」の招集と議長を学長が行っており、学長のリーダーシップのもとに適切に運用している。各学部の教授会、研究科委員会、その他各委員会が学長の諮問事項を審議する機関として機能している。また、副学長 2 人を配置し、役割を明確にして権限の適切な分散を図っている。

内部規則等の一部見直しを行う必要があるものの、教学マネジメントの遂行に必要な各委員会に委員として事務職員が参加し、教職協働体制を確立して教学マネジメントの機能性を担保している。

##### 〈改善を要する点〉

○学校教育法第 93 条第 2 項に基づき、学長が審議事項の決定を行うに当たり教授会が意見を述べることを示すなど、法令の趣旨に沿って各学部の教授会規定等を整備するよう改善を要する。

#### 4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

**【評価】**

基準項目 4-2 を満たしている。

**〈理由〉**

学部・学科の専任教員数は、専任教員数、教授数ともに大学設置基準、養成校の指定規則に必要な専任教員数を配置している。研究科・専攻の専任教員数は、大学院設置基準の定めに基づき研究指導教員数及び研究指導補助教員数を確保し、適切に配置している。

教員の採用・昇任の方針は「大学・大学院運営会議」の承認を得て明示しており、規則等を整備し、適切に運用している。

FD 委員会を設置し、教員研修の組織的な実施とその見直しを行っている。また、期待する教員像及び FD の定義を示した「FD 活動/FD プログラム ガイドブック」を作成し、教育内容・方法等の改善の工夫・開発に取り組むことで、効果的な FD を実施している。

**4-3. 職員の研修**

**4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み**

**【評価】**

基準項目 4-3 を満たしている。

**〈理由〉**

SD については、人事課において「専任事務職員対象 研修ガイド 2022」を作成し、職員研修の方向性を示すとともに、階層別研修や次世代育成型研修など、多様な研修を実施して、事務職員の資質・能力の向上に取り組んでいる。事務職員のスキルアップ支援として、「特定研究奨励制度」や「資格取得支援制度」を設けている。目標達成度評価及び行動特性評価による公正な人事評価を行うことにより、職員の資質向上や適正な人事処遇に活用している。職員の研修実施後、組織全体で対処すべき課題やアンケート結果を踏まえて研修内容の見直しを実施している。また、独自の取り組みとして、「教職員研修(FD・SD)」を毎年度実施し、教職員の資質・能力の向上に取り組んでいる。

**4-4. 研究支援**

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

**【評価】**

基準項目 4-4 を満たしている。

**〈理由〉**

教員 1 人につき 1 室の研究室があり、豊富な実習設備を活用できる研究環境を整備して

いる。研究環境の適切な運営・管理を行うため、研究支援・社会連携センターを設けている。研究倫理を確立し、研究上の不正を防止するため、「学術研究倫理憲章」「研究者倫理に関するガイドライン」を定め、「広島国際大学における研究活動に係る不正行為防止に関する規定」「広島国際大学における研究費の不正使用防止に関する規定」「広島国際大学人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理規定」を整備し、組織体制の確立及び研究倫理向上を図っている。研究活動への資源配分に関する「広島国際大学経常研究支援費取扱要領」によって、研究費の額、使途、執行要領等を定めて運用している。教員の研究活動を支援する事務組織を設け、外部コーディネーターの導入により、教員の積極的な研究を後押ししている。

## 基準 5. 経営・管理と財務

### 【評価】

基準 5 を満たしている。

### 5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

### 【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

学校法人の目的を寄附行為第 4 条に定め、「行動規範」を制定してホームページに公開することで自覚と責任ある行動に努めることを学内外に示している。組織倫理の確立のため、「監事監査規定」「内部監査規定」「公益通報等に関する規定」「人権侵害の防止に関する規定」「個人情報の保護に関する規定」「利益相反ポリシー」等を整備し、経営の規律性を担保する仕組みを整えている。「ガバナンス・コード」を策定し、実施状況の点検を行い、ホームページにその結果を公表している。また、使命・目的を実現するため長期ビジョンを定め、具体的な実行プランを 5 年ごとに中期目標・計画としてまとめ、継続的に取り組んでいる。

人権や個人情報に関する規則を定め、環境や人権について配慮している。また、学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能している。

### 5-2. 理事会の機能

- 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

### 【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、寄附行為に基づき理事・評議員の選任について審議・決定を行っている。また、長期ビジョンの実現及び事業計画の確実な執行など理事会の運営を適切に行っている。理事の理事会への実出席率は高い状態を保っている。理事会構成員には民間企業の役職歴任者も含んでおり、学校法人の運営に関する意思決定には企業経営の視点等、多様な意見を取入れることができる体制になっている。

学長が理事として学校法人の意思決定に参画しており、大学の使命・目的達成への戦略的意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学校法人の重要事案は、理事会に先立ち理事長、常勤理事、各学校長が構成員となる「事業策定会議」で協議・検討しており、法人と各学校間の意思疎通と連携を図っている。また、理事長と各学校長の意見交換の際は、教職員も同席し、教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備している。各大学長は、理事として、大学での検討事項を理事会に上程するほか、日常的な大学の動向報告を行っている。

監事を寄附行為に基づき適切に選任している。監事の理事会及び評議員会への出席状況は適切で、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行状況について意見を述べている。評議員会は、寄附行為に基づき構成員を適切に選任しており、予算や事業計画等についての諮問を行うほか、理事会の運営に対する重要事項のチェック・監督を行っている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

学校法人創立 100 周年に向けた長期ビジョンを定め、これを達成すべく中期計画を策定している。「財務収支バランスの適正化及び外部資金の獲得により、財務基盤を安定させる」ことを財務の基本方針として掲げ、中期計画に基づく財務運営を行い、安定した財務基盤の確立を目指している。事業活動収支差額比率は全国平均より良好であり、安定した財務

基盤を確立し、収入と支出のバランスを保っている。使命・目的、教育研究上の目的及び教育理念の達成のため、科学研究費助成事業の獲得及び募金事業等による外部資金の導入の努力を行っている。

#### 5-5. 会計

##### 5-5-① 会計処理の適正な実施

##### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### 【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

#### 〈理由〉

予算編成から執行、決算にかかる全ての会計処理は、学校法人会計基準や経理に関する規則などにに基づき適切に行っている。予算編成は「予算編成規定」に基づき理事長が行い、予算執行は「予算執行規定」に基づき原則として事前に決裁を得るよう運用している。決算は、「決算規定」に基づき、理事会が承認した後、評議員会へ報告し、意見を求めている。

会計監査は、監事による監事監査、監査法人による外部監査、内部監査室による内部監査などを行う体制を整備し、三様監査意見交換会による連携を図りながら厳正に実施している。

#### 基準 6. 内部質保証

#### 【評価】

基準 6 を満たしている。

#### 6-1. 内部質保証の組織体制

##### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

#### 【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針は、「広島国際大学における内部質保証の方針」に明示し、ホームページで公開している。内部質保証の体制は、学長のもと、「大学・大学院運営会議」と自己評価委員会が中心となり取組んでおり、責任体制は明確である。大学の活動方針、各学部・部署の計画を「大学・大学院運営会議」で決定し、学部・部署等は、方針及び計画に基づく取組みを実施し、自己評価委員会は、大学の活動に関する方針及び計画と実施の適切性を点検・評価する体制としている。自己点検・評価の実施は、自己評価運営委員会とその下部組織である「大学マネジメント部会」「教学マネジメント部会」が行っている。令和 3(2021)年度から、内部質保証体制の強化のための方針を定め、学内で周知

徹底するとともにホームページに情報を公開している。

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

- 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
- 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

### 【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

### 〈理由〉

毎年度の学長方針等に基づいた実行計画を「改革実行シート」として策定し、単年度で点検・評価して、改善を要する点は次年度の計画へ反映するとともに、大学全体としては7年ごとの機関別認証評価に加え、中期的な視点での自主的・自律的な点検・評価を実施している。「自己点検・評価報告書」は、ホームページに掲載して公表している。IRセンターを設置し、現状分析等に必要データの整理・収集、国家試験や休退学に関する分析を行い、分析した情報を関係学部や事務部署にフィードバックして、教育・研究、大学経営等に活用している。令和3(2021)年度から、「広島国際大学における内部質保証の方針」に基づき、学外者及び他学部・他学科による第三者の視点による点検・評価を行っている。IRセンターの運営は、教員であるセンター長と事務部署である学長室及びIR推進委員会で行っている。

## 6-3. 内部質保証の機能性

- 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

### 【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

### 〈理由〉

大学の目的を三つのポリシーに反映して教育活動を展開しており、それを点検・評価する自己点検・評価活動と「改革実行シート」等に基づく大学改革における改善項目の実行により、教育の改善・向上に取り組んでいる。自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査等の結果を踏まえて大学運営の改善・向上に努めるほか、3年に一度「自己点検・評価報告書」を作成するとともに、「中期目標・計画」「改革実行シート」「学部長方針実行シート」による点検・評価と改善を毎年度行うなど、教育の改善・向上のためのPDCAサイクルを構築している。

### 〈参考意見〉

- 内部質保証の体制を整備し、改善・向上のためのPDCAサイクルを構築しているが、法令等の趣旨に沿って内部規則の整備や運営方法の見直しなどに取り組み、大学運営及び教

育における質保証の機能性をより高めることが望まれる。

## 大学独自の基準に対する概評

### 基準 A. 社会連携・社会貢献

#### A-1. 社会連携・社会貢献

A-1-① 大学が持っている物的・人的資源を活用した地域活性化への貢献

A-1-② 行政・企業・他大学等との連携

A-1-③ 学生の自主的な地域貢献活動の推進

#### 【概評】

大学施設の開放について、教室や体育施設等を学会や地域の行事等に貸出し、施設見学や模擬授業の依頼にも積極的に対応するとともに、図書館を地域住民に開放し、貸出・閲覧・複写等のサービスを提供している。呉キャンパスでは「呉ローズガーデン」で地域住民と学生・教職員と一緒に憩いの空間を創出するとともに、地域と大学の交流を活性化するための交流掲示板を設置している。また、「広国市民大学」を開学し、誰もが一緒に学び、教え、集い、楽しい毎日を過ごすための公開講座を開講しているほか、東広島市主催のフェスティバルへの出展や「生涯学習まちづくり出前講座」への講座提供を行い、健康増進等の情報を発信している。中高大連携においては、地元高等学校と連携し、大学体験学習や医療分野のキャリア教育を行うとともに、提携校とは正課授業として教育プログラムを実施している。また、大学の人的資源を生かした地域住民の健康相談や健康指導を行う「しあわせ健康センター」「心理臨床センター」は地域住民の健康維持増進に寄与している。広島県や東広島市、呉市等と連携・協定を締結し、医療や健康維持増進に関わる取組みを実施するとともに、企業や他大学と連携することで、産学連携を推進し研究活動を活性化している。また、「ボランティアセンター」を設置して学生による社会連携・社会貢献活動を支えるとともに、学生のチャレンジ精神や地域団体等との連携を通しての学びを後押しする「広島国際大学チャレンジプロジェクト」「広島国際大学地域活性化支援プロジェクト」を運用し、実践的な学びを推進している。

## 特記事項（自己点検評価書から転載）

### 1. 本学独自の「スタンダード科目」を設置【教育の特色】

本学では、5 項目のディプロマ・ポリシーに基づき健康・医療・福祉分野で活躍する専門職業人従事者の養成を目指して、コミュニケーション能力や学生が自ら問題を発見し、協働して問題解決する能力を育む「スタンダード科目」を平成 28(2016)年度に導入した。この「スタンダード科目」の中で、最も特色あるものとして、学部・学科を超えたクラス編成で全学的に実施している「専門職連携教育（IPE：InterProfessional Education、以下、「IPE」という）」が挙げられる。IPE については、学生全員が専門職連携(IPW：InterProfessional Work)に関する知識・技術を修得するため、平成 24(2012)年度から試行し、平成 25(2013)年度より全学で本格的に実施しているものであり、1 学年 1,000 人規模で行っている大学は日本では殆どない。IPE は初年次に行う基礎演習及び、2 年次以降に行う総合演習から成り、IPW の基礎となるコミュニケーション能力の修得とともに、学生自らがめざす職業の理解や他職種の理解を深める。また、各職種の専門性を前提としながら、お互いを尊重しつつ相互に連携し、利用者の立場に立って問題に対処する大切さを学ぶ。

また、「スタンダード科目」では「地域創生と危機管理」を全学必修科目としており、受講者全員が一次救命措置の資格を修得する。また、学んだ知識、技能・能力を元にして、地域社会において必要とされている課題の発見と、解決する力を育むとともに、災害発生のメカニズムの理解や、「マイタイムライン」作成など実践的な内容の授業を通し、防災・減災への備えについて理解を深め、地域貢献に役立てる内容となっている。

### 2. 地域の健康寿命の延伸に資する本学の取り組み【研究・地域貢献の特色】

本学では、健康・医療・福祉分野の総合大学として、本学に関係するあらゆる人の「well-being」のため、身体的・精神的・社会的な支援を通じて、地域の健康寿命の延伸に取り組んでいる。令和元(2019)年 1 月に地域住民の健康寿命を延伸するための組織「しあわせ健康センター」を東広島キャンパス 2 号館に設置した。本センターは、令和 2(2020)年度より「Active Wellness Center」内に移転し、より充実した施設において活動しているが、コロナ禍により、現状では電話相談を中心に業務を進めている。

さらに、令和 2(2020)年 6 月に、東広島市が設置した「東広島市健幸ステーション連絡協議会」では、本学を中心に地域の健康づくりや介護予防等を担う多様な団体と連携し、フレイル対策に向けた方針や企画立案の検討を行うほか、健康で幸せに暮らせるまちづくりに向けた情報交換を行っている。令和 3(2021)年度は、本学教員が講師を務め「フレイル予防講座」「フレイルアドバイザー・サポーター養成講座」を提供した。令和 3(2021)年 4 月には、呉キャンパス 3 号館 3 階スポーツラボ内に新たな活動場所を設けた。

これらの健康寿命延伸の研究及び地域貢献を果たすことにより、本学の健康・医療・福祉分野のブランド確立を目指す。

